人とモビリティのテクノロジー展 2027 ONLINE　出展規約

2026.10

【定義】

本出展規約における主な用語は、以下の通り定義するものとします。

1. オンライン展示会…人とモビリティのテクノロジー展 2027 ONLINE を意味します。
2. リアル展示会…人とモビリティのテクノロジー展 2027 YOKOHAMA もしくは人とモビリティのテクノロジー展 2027 NAGOYA またはその双方を意味します。
3. 主催者…公益社団法人自動車技術会を意味します。
4. 甲…オンライン展示会に出展する企業を意味します。（人とモビリティのテクノロジー展 2027 YOKOHAMA・NAGOYA への双方出展社も含む）
5. 自社ページ…オンライン展示会上での甲の出展製品情報等の掲載ページを意味します。
6. 掲載データ…甲が自社ページを含むオンライン展示会上に掲載するすべてのデータを意味します。
7. 展示会運営事務局…株式会社大成社を意味します。

第 1 条（出展規約の適用と遵守）

1. 本出展規約は、オンライン展示会の主催者と甲との間の権利義務関係を定めることを目的とし、本展示会利用に関わるすべての関係に適用されます。
2. 甲がオンライン展示会とリアル展示会の双方に出展の場合、本出展規約と併せて別に定めるリアル展示会の出展規約も適用されます。
3. 甲は、出展申込および出展にあたって本出展規約を遵守するほか、主催者が発行する（『出展のご案内』・『出展の手引き』など）に記載されたその他の展示会規約を遵守することに同意するものとします。
4. 本出展規約の内容と『出展のご案内』・『出展の手引き』その他の本出展規約外における本展示会の説明等が異なる場合は、本出展規約が優先して適用されるものとします。

第 2 条（オンライン展示会の出展定義）

オンライン展示会はリアル展示会（横浜・名古屋）の開催にあわせ、STAGE 1（2027 年 5 月 19 日～6 月 9 日）・STAGE 2（2027 年 7 月 14 日～8 月 4 日）の 2 つの期間に分けて開催します。オンライン展示会への出展の定義は以下の通りです。

①甲が横浜展示会に出展する場合…STAGE 1 のみ出展
②甲が名古屋展示会に出展する場合…STAGE 2 のみ出展
③甲が横浜・名古屋両展示会へ出展する場合…STAGE 1・2 双方に出展※
④甲がオンライン展示会のみに出展する場合…STAGE 1・2 双方に出展

※甲が第 2 条の③の通り出展する場合、オンライン展示会の片方の STAGE 出展料金で STAGE 1・2 双方へ出展することができます。

第 3 条（出展申込方法）

1. 出展を希望する企業は、オンライン展示会および主催者が企画するその他のイベントなどの展示会出展申込フォームに必要事項をご入力の上、主催者に提出するものとします。
2. 出展申込の流れは以下の通りです。出展を希望する企業は、以下の内容に沿って申込み手続きするものと

します。

① 出展申込フォームより本出展規約をご確認・ご同意の上、必要事項をご入力いただきます。

② ご登録いただいた 主担当のメールアドレス宛に【メールアドレス認証メール】が送信されます。メールに記載されている URL をクリックし、メールアドレスの認証を完了してください。

③ メールアドレス認証後、出展社名・規約の同意について確認し、申込み最終確定ボタンを押下で申込みが確定いたします。

3. 主催者は、事前の通知なく申込を締切ることができるものとします。

第 4 条（出展契約の締結）

出展申込に基づく出展契約締結日は、【申込み完了メール】に記載された申込日とします。甲は出展料金および主催者が企画するイベントその他、本出展規約に記載されているすべての支払い義務を負うものとします。

第 5 条（ユーザ ID およびパスワードの管理）

1. 甲が出展にあたって使用するユーザ ID およびパスワードは、自社の責任において適切に管理・保管するものとし、これを第三者に売買等してはならないものとします。
2. 甲によるユーザ ID またはパスワードの管理不十分・使用上の過誤・第三者による使用等によって生じた損害に関する責任は甲が負うものとし、主催者はこれに関する一切の責任を負いません。
3. 甲は、ユーザ ID またはパスワード等が第三者に漏れた場合や使用されている疑いがある場合は直ちに主催者に連絡するものとし、主催者から指示がある場合にはこれに従うものとします。この際、主催者は該当ユーザ ID およびパスワードを停止できるものとし、これにより甲に生じた損害の一切の責任を負いません。

第 6 条（オンライン展示会への掲載情報について）

1. 甲は、掲載するすべてのコンテンツにリンクの記載はできません。
2. 展示や講演等の公開情報はオンライン展示会内で完結するものとし、URL や QR コードの掲載を禁止いたします。

第 7 条（出展における掲載情報の規定と変更について）

1. 甲は、主催者が出展社説明会（オンライン開催を含む）において公開する「出展の手引き」で指定された期間内で甲が選択したプラン（オプションを含む）の内容に基づいて、出展に必要なすべての情報の登録を完了するものとします。
2. 甲は、登録内容に変更があった場合、主催者の定める方法により当該情報を遅滞なく修正するものとします。
3. 出展における掲載データの内容が本出展規約に反するとみなされた場合、主催者は当該情報を削除することができます。
4. 甲は、出展にあたりオンライン展示会の自社ページの作成に必要な掲載データについてのバックアップ等は自社で行なうものとします。主催者は、データの入力・変更・修正の際に甲に生じた障害は一切の責任を負いません。

第 8 条（知的財産権および権利の帰属）

1. 主催者は、甲によりオンライン展示会の自社ページに掲載する情報が提出された時点で、甲が掲載するこ

とについての適法な権利を有していること、および掲載する情報が第三者の権利を侵害していないことを主催者に表明し保証したものとみなします。

2. 甲は、主催者および主催者から権利を継承または許諾された者に対して著作者人格権を行使しないことに同意するものとします。
3. 甲がオンライン展示会の自社ページへの掲載のために提出した著作物等は、甲または甲に権利を許諾した第三者に権利が留保されるものとします。ただし、主催者はオンライン展示会の運営・広告等のために利用・改変等をすることができるものとします。
4. 甲は、第三者が著作権・商標権・意匠権等の知的財産権を有する著作物・標章・サービスマーク・デザイン・表示等をオンライン展示会の自社ページ含むオンライン展示会上に掲載・引用する場合は、自らの責任において当該知的財産権の権利者より許諾を得る必要があり、主催者はこれについて一切の責任を負いません。
5. 掲載データに関する第三者の知的財産権その他の権利の侵害に関するあらゆる紛争については、甲がすべて自らの責任と費用負担において解決するものとし、主催者はこの侵害について一切の責任を負いません。この紛争に関連し、主催者または展示会来場者を含む第三者に損害が発生した場合、甲は主催者に生じたあらゆる損害（合理的な弁護士費用も含む）を負担するものとします。

第 9 条（禁止事項）

主催者は、オンライン展示会の出展において甲の以下の行為を禁止いたします。

①法令に違反する行為または犯罪に関連する行為

②主催者、本展示会の他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺・脅迫行為（オンライン展示会上であるか否かを問わない）

③公序良俗に反する行為、その恐れのある行為、またはそれを助長する行為

④主催者、オンライン展示会の来場者を含む第三者の知的財産権・肖像権・プライバシーの権利・名誉・その他の権利、または利益を侵害する行為（オンライン展示会上であるか否かを問わない）

⑤オンライン展示会のネットワークまたはシステム等に過度な負荷を掛ける行為

⑥オンライン展示会の運営を妨害または主催者の信用・名誉等を毀損する恐れのある行為

⑦主催者のネットワークまたはシステム等に不正にアクセスするまたはアクセスを試みる行為

⑧第三者になりすます行為

⑨IP アドレス・アカウント・ユーザ ID・パスワード等を不正に利用する行為

⑩オンライン展示会を通じ、主催者が以下のいずれかに該当すると判断した情報をオンライン展示会の自社ページへ掲載または主催者・オンライン展示会の来場者を含む第三者等に送信すること

・過度に暴力的または残虐な表現を含む情報

・コンピュータウィルスやその他の有害なコンピュータプログラムを含む情報

・主催者・本展示会の他の利用者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報

・差別を助長する表現を含む情報

・チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報

・他人に不快感を与える表現を含む情報

⑪オンライン展示会の他の出展社、来場者を含むその他の第三者の個人情報の売買または譲渡にあたる行為、またはその恐れのある行為

⑫資金洗浄・マネーロンダリング・その他犯罪による収益の移転防止に関する法律に違反する行為

⑬主催者が事前に許諾しないオンライン展示会上での宣伝・広告・勧誘、または営業行為
⑭オンライン展示会の他の出展社の情報の不正利用
⑮オンライン展示会上にて、事実に反するまたはその恐れのある情報を提供する行為
⑯主催者・オンライン展示会の他の出展社・来場者を含む第三者に、不利益・損害・不快感を与える行為
⑰主催者が定めるオンライン展示会に関するルールに抵触する行為

第 10 条（出展料金の支払い）

1. 第 4 条に基づき出展契約締結後、展示会運営事務局が出展料金請求書を発行いたします。甲は出展料金を支払い期限までに指定銀行へ振込むものとします。振込手数料等、送金に要する費用は甲の負担とします。
 オンライン展示会のみ出展　　支払い期限…2027 年 4 月 15 日（木）
 オンライン展示会 STAGE 1　　支払い期限…2027 年 4 月 15 日（木）
 オンライン展示会 STAGE 1・2　　支払い期限…2027 年 4 月 15 日（木）
 オンライン展示会 STAGE 2　　支払い期限…2027 年 5 月 31 日（月）
2. 甲の支払いが期限までに実行されず著しく滞ると主催者が判断する場合、主催者は甲の出展申込を解約する権利を有します。
3. 出展料金に含まれるものはオンライン展示会内の出展社ページ情報掲載料金です。展示に必要な画像や映像、カタログの制作費等は含まれません。
4. 出展料金以外の各種料金支払いは請求書に記載の支払い期限までに指定銀行へ振込むものとし、請求書上に支払い期限の記載がない場合は請求日の翌月末までに指定銀行へ振り込むものとします。振込手数料等、送金に要する費用は甲の負担とします。

第 11 条（出展の取り消しと解約料・変更料）

1. 甲がオンライン展示会のみに出展を申込み、出展契約締結後に自社の都合で出展を取り消す場合は、書面にて主催者に通知するものとします。
2. 甲は、第 11 条の 1 に基づき主催者に通知した日付に応じて以下の通り、解約料を主催者に支払うものとします。解約料には消費税を加算するものとします。
 2027 年 3 月 17 日以降：出展料金の 100％
 2027 年 3 月 17 日以降に出展契約が締結した場合は、契約締結日から解約料が発生するものとします。
3. 甲は、オンライン展示会とリアル展示会の双方に出展を申込み、出展契約締結後に自社の都合でオンライン展示会の出展のみを取り消すことはできません。
4. オンライン展示会とリアル展示会の出展契約締結後、甲が自社の都合でリアル展示会の出展を取り消しオンライン展示会のみに出展する場合、オンライン展示会の出展料の変更料・リアル展示会の解約料を主催者に支払うものとします。変更料・解約料には消費税を加算するものとします。
 ①　オンライン展示会の出展料は以下の通り変更となります。

出展プラン	**賛助会員**(税込)	**会員外**(税込)
PREMIUM プラン	1,045,000 円	1,155,000 円
STANDARD プラン	715,000 円	825,000 円
LIGHT プラン	STANDARD プランまたは PREMIUM プランに変更	

ECONOMY プラン	STANDARD プランまたは PREMIUM プランに変更

LIGHT プラン及び ECONOMY プランは、オンライン展示会とリアル展示会の双方に出展する場合の特別なプランです。甲がオンライン展示会とリアル展示会の双方に出展し LIGHT プランまたは ECONOMY プランで出展契約締結後、第 11 条の 4 に基づきリアル展示会の出展を取り消す場合、STANDARD プランまたは PREMIUM プランへの変更手続きが必要となります。その際の手続きは、出展社マイページのプラン変更フォームより自社で行なうものとします。

② リアル展示会の出展を取り消しオンライン展示会のみに出展する場合、リアル展示会の出展規約（第 9 条の 2）に基づき解約料の支払いが必要です。

リアル展示会の解約料…

横浜展示会　…2027 年 1 月 9 日～2027 年 2 月 9 日まで：出展小間料金の 50％

2027 年 2 月 10 日以降：出展小間料金の 100％

名古屋展示会…2027 年 2 月 20 日～2027 年 3 月 16 日まで：出展小間料金の 50％

2027 年 3 月 17 日以降：出展小間料金の 100％

5. オンライン展示会とリアル展示会の出展契約締結後、甲が自社の都合でオンライン展示会・リアル展示会双方の出展を取り消す場合、主催者に通知した日付に応じて以下の通り、解約料を主催者に支払うものとします。解約料には消費税を加算するものとします。

オンライン展示会（STAGE 1）・横浜展示会の解約料…

2027 年 1 月 9 日～2027 年 2 月 9 日まで：オンライン出展料金＋出展小間料金の 50％

2027 年 2 月 10 日以降：オンライン出展料金＋出展小間料金の 100％

オンライン展示会（STAGE 2）・名古屋展示会の解約料…

2027 年 2 月 20 日～2027 年 3 月 16 日まで：オンライン出展料金＋出展小間料金の 50％

2027 年 3 月 17 日以降：オンライン出展料金+出展小間料金の 100％

6. 甲が出展料金の一部または全額の支払い後に出展取り消しをした場合は、第 11 条の 2・第 11 条の 4・第 11 条の 5 に定める変更料・解約料を支払い済みの金額から充当し、充当後に残金がある場合は主催者から甲に返金するものとします。
7. 甲が出展契約締結により受けられるオンライン展示会のサービスの一部またはすべてを使用しなかった場合でも、出展料金の割引や返金はありません。

第 12 条（出展 STAGE の追加とその取り消し・解約料）

1. 甲が第 2 条の①または②の通り出展で、オンライン展示会のもう一方の STAGE に追加出展を希望する場合、1 社につき追加料金 165,000 円（税込）で STAGE 1 と 2 双方に出展することができます。ただし、出展 STAGE を追加する場合の出展プランは最初に出展契約締結した内容に準じるものとし、各 STAGE を異なる出展プランで出展することはできません。また、ECONOMY プランの STAGE 追加はできません。
2. 甲が第 12 条の 1 に基づいてオンライン展示会の出展 STAGE を追加する場合は、出展社マイページのプラン変更フォームより自社で手続きをするものとします。
3. 甲が第 12 条の 2 で出展 STAGE を追加後に自社の都合で出展を取り消す場合は、書面にて主催者に通知するものとします。
4. 甲は、第 12 条の 3 に基づき主催者に通知した日付に応じて以下の通り、解約料を主催者に支払うものとします。解約料には消費税を加算するものとします。

2027 年 3 月 17 日以降　　出展 STAGE 追加料金の 100％

5. 甲が出展 STAGE 追加料金の一部または全額の支払い後に出展取り消しをした場合は、第 12 条の 4 に定める解約料を支払い済みの金額から充当し、充当後に残金がある場合は主催者から甲に返金するものとします。

第 13 条（出展社セミナーの申込方法・申込締切日・申込の取り消しと解約料）

(ア)甲が出展社セミナーの申込みをする場合は、出展社マイページの該当フォームより自社で手続きをするものとします。

(イ)出展社セミナー申込締切日は以下の通りです。

STAGE 1 （ONLINE 出展社セミナー+現地セミナー） 2027 年 1 月 29 日(金)

STAGE 2 （ONLINE 出展社セミナー+現地セミナー） 2027 年 2 月 19 日(金)

(ウ)甲が出展社セミナー申込み後に自身の都合で申込みを取り消す場合は、書面にて主催者に通知するものとします。

(エ)甲は、第 13 条の 3 に基づき主催者に通知した日付に応じて以下の通り、解約料を主催者に支払うものとします。

STAGE 1 （ONLINE 出展社セミナー+現地セミナー）の解約料

2027 年 1 月 9 日～2027 年 2 月 9 日　出展社セミナー料の 50%

2027 年 2 月 10 日 以降　　出展社セミナー料の 100%

STAGE 2（ONLINE 出展社セミナー+現地セミナー）の解約料

2027 年 2 月 20 日～2027 年 3 月 16 日　出展社セミナー料の 50%

2027 年 3 月 17 日 以降　　出展社セミナー料の 100%

ONLINE のみ出展の解約料

2027 年 3 月 17 日 以降　　出展社セミナー料の 100%

(オ)　甲が出展社セミナー料金の一部または全額の支払い後に申込みを取り消した場合は、第 13 条の 4 に定める解約料を支払い済みの金額から充当し、充当後に残金がある場合は主催者から甲に返金するものとします。

第 14 条（出展プランの変更）

甲が出展契約締結したプランから上位のプランに変更する場合は、出展社マイページの「オンラインプラン変更・追加申込フォーム」より自社で手続きをするものとします。なお、出展契約成立したプランより下位のプランへ変更はできません。

第 15 条（訪問者データの取り扱いについて）

1. オンライン展示会の自社ページからダウンロードが可能な訪問者データ（CSV）には個人情報が含まれておりますので、取り扱いには十分ご注意ください。
2. 取得した個人情報の漏洩防止に努め、適切な予防策を講じてください。また、第三者に許可なく共有することは固く禁じます。

3. オンライン展示会の自社ページに自社のプライバシーポリシーおよび問合せ用連絡先を掲載してください。その連絡先に訪問者から個人情報の開示・削除要求等があった場合は、速やかにご対応ください。訪問者が個人情報の開示・削除を求めたにも関わらず、甲がこれを無視し訪問者から展示会運営事務局に申し出があった場合にはオンライン展示会の出展社アカウントを削除いたします。
4. 主催者・展示会運営事務局は、甲が意図的・過失を問わず収集した来場者の個人情報を流出した場合、その責任を一切負いません。
5. 来場者への効果的なサービス提供等、オンライン展示会での円滑な運営・向上等の目的以外での個人情報の利用を禁止いたします。
6. 訪問者データには、主催関係者または展示会運営事務局のアカウントが含まれます。

第 16 条（オンライン展示会開催の変更または中止）

1. 主催者は以下の場合、展示会の早期閉会・開催延期・規模縮小・または開催の中止を決定することができます。
 ①天災・火災・テロリズムの発生
 ②感染症の蔓延
 ③オンライン展示会に係るコンピュータシステムの点検または保守作業を緊急に行なう場合
 ④コンピュータや通信回線等が事故により停止した場合、その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因の発生
2. 主催者は、開催規模・出展内容・来場者動員数等から予測して、展示会開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、展示会の開催を中止することができます。
3. 主催者は、第 16 条の 1 および 2 によって生じた甲の損害を補償する義務を負わず、また甲は主催者への損害賠償請求権を放棄します。
4. 主催者は、第 16 条の 1 および 2 に基づき会期の変更または開催の中止決定をした場合、開催に向けて発生した準備費用を含めた必要経費を甲に請求いたします。甲は、第 4 条に基づき出展契約が締結した時点で、会期変更・開催中止決定時に準備費用を含めた必要経費を主催者に支払うことに同意し、主催者が依頼した公認会計士が監査し認めた必要経費の会計報告書の内容に従うものとします。
5. 第 16 条の 1 および 2 に基づき主催者が会期の変更または開催の中止決定をした場合の出展料金・必要経費については、以下の通りとします。
 ①会期変更・開催中止決定時点で甲が出展料金の支払いを完了している場合、出展料金から準備費用を含めた必要経費を差引き、残金を返金します。
② 会期変更・開催中止決定時点で甲が出展料金の支払いを完了していない場合、準備費用を含めた必要経費の請求書を展示会運営事務局が発行いたします。甲は定めた期限までに支払うものとします。
 ③甲が期限までに準備費用を含めた必要経費を支払わなかった場合、主催者は次回以降の出展申込を断ることができます。
6. 甲が出展の取り消しを行った後に主催者が開催中止を決定した場合、甲は第 11 条の 2・11 条の 4・11 条の 5 に基づき解約料を主催者に支払うものとします。

第 17 条（リアル展示会開催の変更または中止）

オンライン展示会とリアル展示会の出展契約締結後、主催者がリアル展示会の出展規約（第 11 条の 1）に基づきリアル展示会の開催の中止を決定した場合、リアル展示会の出展規約（第 11 条の 5）が適用されます。

第 18 条（主催者による出展申込または出展契約の取り消し）

1. 主催者は、甲がオンライン展示会の開催趣旨・目的にかなうものであるか否かを判断する権限を有し、これに合致しないと判断した場合は、申込を断るまたは出展契約を取り消すことができます。その際の判断基準や根拠、理由は一切開示しないものとします。主催者は甲の出展申込後、出展の可否にかかわらず甲がそれまでに支出した費用、その他一切の責任を負わないものとします。なお、次のような事例もこれに該当します。
 ①出展申込の入力内容に不備や虚偽の申請などがあると判断される場合
 ②出展物ないし出展の意図・内容が、展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
 ③甲の出展や出展物が現に第三者との間で争われ、これにより展示会の運営上悪影響を及ぼす恐れがあると判断される場合
 ④来場者、他の出展社および、第三者からこれまでの展示会において苦情等が寄せられたことがある場合、並びにそのような苦情が寄せられると予想される場合
 ⑤甲が既に本出展規約に違反していると判断される場合
 ⑥その他、展示会への出展が不相当と判断される場合
2. 主催者が第 18 条の 1 に基づき甲の出展契約を取り消した場合も、甲は第 11 条の 2 に則り主催者に解約料を支払うものとします。

第 19 条（免責および出展における責任の範囲）

1. 主催者は、オンライン展示会において甲が出展の目的・目標・効果が達成しない場合でも、一切その責務を負いません。
2. 主催者は、オンライン展示会開催において必要なシステムの不具合等の防止に努めるものとしますが、甲が出展する際にコンピュータウィルス等の有害なプログラム等による損害を被らないことを保証するものではありません。
3. 主催者は、甲がオンライン展示会への出展に際して使用する、いかなる機器・ソフトウェア等についても、その動作は一切保証しないものとします。
4. 主催者は以下の場合、甲に対して賠償する責任を一切負わないものとします。
 ・主催者によるオンライン展示会の中断、停止、終了、利用不能または変更
 ・甲が提出した投稿データまたは情報等の削除または消失
 ・甲の登録の抹消
 ・オンライン展示会の利用による登録データの消失または機器の故障もしくは損傷
 ・その他オンライン展示会に関して甲が被った被害
5. 主催者は甲に対し、甲の負担で掲載データの制限や、他の出展社または来場者を含むその他の第三者との紛争等の防止のために必要な措置を取り、あるいはこれを命じることができ、甲はこれに異議なく応じるものとします。
6. 主催者は、甲または甲と業務委託・提携・協力関係にある者の過失により紛争等を生じさせ、甲または甲と業務委託・提携・協力関係にある者が被った損害について一切の責務を負わないものとします。
7. 甲は、甲または甲と業務委託・提携・協力関係にある者の過失により紛争等を生じさせ、主催者または展示会来場者を含む第三者に損害を負わせた場合、直ちに一切の損害を賠償する責務を負います。
8. 主催者は、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した紛争等につき一切の責務を負わないものとします。

9. 主催者が甲に対してオンライン展示会に起因して何らかの責任を負う場合であっても、出展契約における出展料金の総額を超えて賠償する責任を負わないものとします。

第 20 条（秘密保持）

甲は、オンライン展示会に関連して主催者が甲に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、主催者の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第 21 条（出展規約の解釈と改定）

1. この展示会は、主催者が主催する学術講演会、フォーラム、シンポジウムなどで発表された技術情報の交流を促進し補完するものです。従って主催者は、会の活動方針に沿って展示会を遂行するために、本出展規約を適切に解釈し、また事前の通知なく改定できる権利を有するものとします。
2. 甲は、主催者が第 21 条の 1 に基づき本出展規約を改定した場合、変更後もこれに遵守することとします。

第 22 条（合意管轄）

本出展規約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合、主催者の所在地または主催者の指定する地域を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。この場合、日本の法規に従い、また本出展規約を含む関連の規程は日本語のものを基準として行なうものとします。

個人情報の取り扱いについて

株式会社大成社（以下、展示会運営事務局とする）は、公益社団法人自動車技術会（以下、主催者とする）が主催する人とモビリティのテクノロジー展 2027 YOKOHAMA・NAGOYA（以下、リアル展示会とする）および人とモビリティのテクノロジー展 2027 ONLINE（以下、オンライン展示会とする）を受託し事務局代行業務を遂行するにあたり、出展社から取得した氏名、住所、勤務先、電話番号等の情報（以下、個人情報とする）を以下の通り取り扱います。

1. 個人情報の利用について

 展示会運営事務局が取得する個人情報は、次の目的に利用いたします。

 (1) 出展資格の確認、登録の確定
 (2) 出展資料の送付
 (3) 出展費用の請求・支払い確認
 (4) 展示会開催における出展社への必要な確認・連絡
 (5) 主催者によるその他の事業に関する連絡・告知

2. 業務委託について

 展示会運営事務局が収集し、または預かった個人情報を展示会運営事務局がその関連会社等に委託する場合、守秘義務契約や厳正な管理監督等により、展示会運営事務局は当該関係会社からの漏えいや再提供の防止を図ります。

3. 第三者への提供について

 次のいずれかに該当する場合を除き、展示会運営事務局が取得した個人情報を第三者へ無断で提供することはありません。

(1) 本人から事前に同意をいただいた場合
(2) 法令に基づき必要と判断される場合
(3) 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
(4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合
(5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

4. 肖像権について

展示会運営事務局によって撮影された個人の肖像権を含む素材が、主催者・メディア・関係者の広報・宣伝活動のため、出展内容および運営・出演スタッフ（協力関係会社スタッフを含む）の映像、画像等として使用されることがあります。

5. 個人情報の開示、訂正、利用停止、廃棄に関して

出展申込で登録された個人情報の開示、訂正、利用停止を希望する場合には、展示会運営事務局までご連絡ください。なお、これらの個人情報は展示会終了後、一定期間後に適切に廃棄いたします。

●公益社団法人自動車技術会の個人情報保護規則、プライバシーポリシーについては、こちらをご覧ください。
個人情報保護規則 ： https://www.jsae.or.jp/files_publish/page/456/46.pdf
プライバシーポリシー：https://www.jsae.or.jp/public/incorporation/privacy/